

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
東定第1号	株式会社松井漁業	青森県八戸市大字鮫町字大作平(通称大久喜)地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(鮫角灯台中心点から真方位124度7,860メートルの点)から真方位337度30分300メートルの点 イ オから真方位157度30分300メートルの点 ウ カ(鮫角灯台中心点から真方位134度20分7,130メートルの点)から真方位157度30分50メートルの点 エ カから真方位337度30分50メートルの点		定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
東定第2号	株式会社清和漁業	青森県八戸市大字鮫町字種差地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(鮫角灯台中心点から真方位120度50分6,150メートルの点)から真方位326度30分300メートルの点 イ オから真方位146度30分300メートルの点 ウ カ(鮫角灯台中心点から真方位133度10分5,700メートルの点)から真方位146度30分50メートルの点 エ カから真方位326度30分50メートルの点		定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
東定第3号	株式会社深川商会	青森県八戸市大字鮫町字赤コウ(通称深久保)地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(鮫角灯台中心点から真方位116度50分4,800メートルの点)から真方位324度20分300メートルの点 イ オから真方位144度20分300メートルの点 ウ カ(鮫角灯台中心点から真方位132度20分4,350メートルの点)から真方位144度20分50メートルの点 エ カから真方位324度20分50メートルの点		定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
東定第4号	有限会社松村漁業	青森県八戸市大字鮫町字館越(通称白浜)地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(鮫角灯台中心点から真方位103度30分3,220メートルの点)から真方位316度20分300メートルの点 イ オから真方位136度20分300メートルの点 ウ カ(鮫角灯台中心点から真方位134度50分2,710メートルの点)から真方位136度20分50メートルの点 エ カから真方位316度20分50メートルの点		定置漁業	さけ・ぶり・やりいか定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
東定第5号	協栄漁業生産組合	青森県三沢市四川目地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(基点東定第5号(青森県三沢市港町一丁目にある三沢漁港基部から真方位346度30分2,950メートルの点に設置した標柱)から真方位76度3,500メートルの点)から真方位346度400メートルの点 イ オから真方位166度400メートルの点 ウ カ(基点東定第5号から真方位76度2,600メートルの点)から真方位166度50メートルの点 エ カから真方位346度50メートルの点		定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。 ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
東定第6号	北栄漁業生産組合	青森県三沢市砂森地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(基点東定第6号(青森県三沢市大字三沢字浜通145番地にある塩釜灯台中心点から真方位358度30分2,400メートルの点に設置した標柱)から真方位83度3,400メートルの点)から真方位353度400メートルの点 イ オから真方位173度400メートルの点 ウ カ(基点東定第6号から真方位83度2,500メートルの点)から真方位173度50メートルの点 エ カから真方位353度50メートルの点		定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。 ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
東定第7号	六ヶ所村海水漁業協同組合	青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(基点東定第7号(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、むつ小川原港港湾区域北端から海浜に沿い500メートル北側の海浜に設置した標柱)から真方位90度30分2,300メートルの点)から真方位0度30分400メートルの点 イ オから真方位180度30分400メートルの点 ウ カ(基点東定第7号から真方位90度30分1,400メートルの点)から真方位180度30分50メートルの点 エ カから真方位0度30分50メートルの点		定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
東定第8号	有限会社加糠漁業部	青森県下北郡東通村大字尻労地先(通称小沼川尻漁場)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(基点東定第9号(青森県下北郡東通村大字尻労字小沼川尻から1,100メートル南側に設置した標柱)から真方位102度30分2,350メートルの点)から真方位12度30分400メートルの点 イ オから真方位192度30分400メートルの点 ウ カ(基点東定第9号から真方位102度30分1,050メートルの点)から真方位192度30分50メートルの点 エ カから真方位12度30分50メートルの点		定置漁業	さけ・ます・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
東定第9号	有限会社吉田漁業部	青森県下北郡東通村大字尻労地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(基点東定第10号(青森県下北郡東通村大字尻労字下堀川たがとぐら岩に設置した標柱)から真方位113度30分2,050メートルの点)から真方位23度30分400メートルの点 イ オから真方位203度30分400メートルの点 ウ カ(基点東定第10号から真方位113度30分1,200メートルの点)から真方位203度30分50メートルの点 エ カから真方位23度30分50メートルの点		定置漁業	さけ・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
東定第10号	合同会社尻屋定置漁業部会	青森県下北郡東通村大字尻屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(基点東定第11号(青森県下北郡東通村大字尻屋字カシリの海浜に設置した標柱)から真方位98度30分2,350メートルの点)から真方位8度30分400メートルの点 イ オから真方位188度30分400メートルの点 ウ カ(基点東定第11号から真方位98度30分1,050メートルの点)から真方位188度30分50メートルの点 エ カから真方位8度30分50メートルの点		定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
西定第1号	有限会社徳田商店	青森県西津軽郡深浦町大字大間越地先(通称中の洞漁場)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字大間越、熊沢川左岸に設置した標柱(基点西定第1号)から真方位279度30分2,700メートルの点)から真方位189度30分400メートルの点 イ オから真方位9度30分400メートルの点 ウ カ(基点西定第1号から真方位279度30分1,000メートルの点)から真方位9度30分50メートルの点 エ カから真方位189度30分50メートルの点		定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。 ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、綱を敷設してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
西定第2号	株式会社ホリエイ	青森県西津軽郡深浦町大字松神地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字松神、合葉川左岸に設置した標柱(基点西定第2号)から真方位255度30分3.320メートルの点)から真方位173度30分400メートルの点 イ オから真方位353度30分400メートルの点 ウ カ(基点西定第2号から真方位244度30分1,560メートルの点)から真方位353度30分50メートルの点 エ カから真方位173度30分50メートルの点	定置漁業	たい・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。 ④ 運動場、箱網に天井網を設置してはならない。 ⑤ 海産哺乳類の混獲状況を確認することができる機器を設置しなければならない。 ⑥ 海産哺乳類の混獲があった場合には、速やかに放流しなければならない。 ⑦ 海産哺乳類を安全に放流するためのマニュアルを作成しなければならない。 ⑧ 海産哺乳類の混獲状況について、毎月、知事に報告しなければならない。
西定第3号	株式会社ホリエイ	青森県西津軽郡深浦町大字沢辺地先(通称沢辺漁場岡網)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島に設置した標柱(基点西定第3号)から真方位198度30分1,500メートルの点)から真方位108度30分400メートルの点 イ オから真方位288度30分400メートルの点 ウ カ(基点西定第3号から真方位198度30分500メートルの点)から真方位288度30分50メートルの点 エ カから真方位108度30分50メートルの点	定置漁業	たい・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。 ④ 運動場、箱網に天井網を設置してはならない。 ⑤ 海産哺乳類の混獲状況を確認することができる機器を設置しなければならない。 ⑥ 海産哺乳類の混獲があった場合には、速やかに放流しなければならない。 ⑦ 海産哺乳類を安全に放流するためのマニュアルを作成しなければならない。 ⑧ 海産哺乳類の混獲状況について、毎月、知事に報告しなければならない。
西定第4号	有限会社徳田商店	青森県西津軽郡深浦町大字沢辺地先(通称沢辺漁場沖網)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島に設置した標柱(基点西定第4号)から真方位198度30分2,270メートルの点)から真方位108度30分300メートルの点 イ オから真方位288度30分300メートルの点 ウ カ(基点西定第4号から真方位198度30分1,720メートルの点)から真方位288度30分50メートルの点 エ カから真方位108度30分50メートルの点	定置漁業	たい・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
西定第5号	株式会社西崎水産	青森県西津軽郡深浦町大字舩作地先(通称椿山漁場)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字舩作椿山西端に設置した標柱(基点西定第5号)から真方位272度30分750メートルの点)から真方位160度30分300メートルの点 イ オから真方位340度30分400メートルの点 ウ カ(基点西定第5号から真方位272度30分100メートルの点)から真方位12度30分50メートルの点 エ カから真方位192度30分50メートルの点	定置漁業	さけ・たい・まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。 ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
西定第6号	株式会社西崎水産	青森県西津軽郡深浦町大字月屋地先(通称黄金崎漁場)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字月屋、黄金崎船入洞東側に設置した標柱(基点西定第6号)から真方位316度1,100メートルの点)から真方位226度400メートルの点 イ オから真方位46度400メートルの点 ウ カ(基点西定第6号から真方位316度300メートルの点から真方位46度50メートルの点 エ カから真方位226度50メートルの点	定置漁業	ぶり・たい・さけ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
西定第7号	横磯漁業生産組合	青森県西津軽郡深浦町大字横磯地先(通称大淵漁場)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字横磯宇岡崎28番地に設置した標柱(基点西定第7号)から真方位310度30分1,500メートルの点)から真方位220度30分400メートルの点 イ オから真方位40度30分400メートルの点 ウ カ(基点西定第7号から真方位310度30分350メートルの点)から真方位40度30分50メートルの点 エ カから真方位220度30分50メートルの点	定置漁業	ぶり・たい・まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
西定第8号	有限会社山三黒瀬商店	青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先(通称入前漁場)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字深浦竹の洞岩礁に設置した標柱(基点西定第8号)から真方位323度30分1,400メートルの点)から真方位233度30分400メートルの点 イ オから真方位53度30分400メートルの点 ウ カ(基点西定第8号から真方位323度30分400メートルの点)から真方位53度30分50メートルの点 エ カから真方位233度30分50メートルの点	定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	9月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。 ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を敷設してはならない。
西定第9号	有限会社山三黒瀬商店	青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先(通称行合漁場)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢146番地に設置した標柱(基点西定第9号)から真方位306度30分2,300メートルの点)から真方位216度30分400メートルの点 イ オから真方位36度30分400メートルの点 ウ カ(基点西定第9号から真方位306度30分650メートルの点)から真方位36度30分50メートルの点 エ カから真方位216度30分50メートルの点	定置漁業	ぶり・たい・さわら定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
西定第10号	株式会社ホリエイ	青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬地先(通称追良瀬漁場)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(カから真方位302度30分1,650メートルの点)から真方位212度30分400メートルの点 イ オから真方位32度30分400メートルの点 ウ カ(青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬、追良瀬川右岸の東日本旅客鉄道株式会社トンネル北口に設置した標柱(基点西定第10号)から真方位286度30分850メートルの点)から真方位32度30分50メートルの点 エ カから真方位212度30分50メートルの点	定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
西定第11号	有限会社カネショウ古川漁業部	青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先(通称龍島漁場)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢、滝の沢尻に設置した標柱(基点西定第11号)から真方位5度30分2,000メートルの点)から真方位275度30分400メートルの点 イ オから真方位95度30分400メートルの点 ウ カ(基点西定第11号から真方位5度30分700メートルの点)から真方位95度30分50メートルの点 エ カから真方位275度30分50メートルの点	定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
西定第12号	有限会社カネショウ古川漁業部	青森県西津軽郡深浦町大字柳田地先(通称江沢漁場)	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字柳田、郷沢川右岸に設置した標柱(基点西定第12号)から真方位339度3,400メートルの点)から真方位249度400メートルの点 イ オから真方位69度400メートルの点 ウ カ(基点西定第12号から真方位339度1,700メートルの点)から真方位69度50メートルの点 エ カから真方位249度50メートルの点	定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して屋間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。